

資料提供	令和5年9月13日
担当課(室)	紀南県税事務所納税課
担当者	森廣・総村
電話	0739-26-7908

個人情報の含まれる納付書兼領収証書の誤交付について

このたび、個人情報を含む納付書兼領収証書を誤交付する事案を発生させてしまいました。

このような事態が生じたことを深く反省し、ご迷惑をおかけしました関係者にお詫びを申し上げるとともに、再発防止に努め、職員の個人情報の適切な取扱いを徹底してまいります。

○事案の概要

令和5年9月12日にA氏が納税のために紀南県税事務所に来所したため、自動車税窓口収納において、納付書兼領収証書を再発行して収納しようとしたが、B氏の納付書兼領収証書と取り違えて収納し、納付書兼領収証書を交付した。

○原因

担当者が、プリンターに印刷された納付書兼領収証書がA氏のものであるかどうかを確認せず、同時に印刷されていたB氏の納付書兼領収証書と取り違えて収納の事務を行ったため。

○漏えい情報

B氏の住所、氏名、税目、税額、車両の登録番号、納期限

○対応

令和5年9月12日にA氏に経緯を説明して謝罪し、B氏の納付書兼領収証書を回収しました。

令和5年9月12日にB氏に経緯を説明し、謝罪しました。

○再発防止策

窓口での収納時に納付書兼領収証書を再発行した場合は、複数人の職員で記載内容（住所、氏名、金額等）をチェックするとともに、作成した納付書兼領収証書の内容を交付前に来所者に再確認する等、誤交付のないよう細心の注意を徹底してまいります。

また、再度、個人情報保護に関する研修を行い、個人情報の適切な取扱いを徹底します。